

秋田県公報

III 次

福知孝昭公報
福知孝昭公報 (10)

監 査 委 員 公 告

監査結果公告第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による住民監査請求について監査を執行したので、同条第3項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成14年7月19日

秋田県監査委員 辻 久 男
秋田県監査委員 小田嶋 伝 一
秋田県監査委員 山 田 昭 郎
秋田県監査委員 小 玉 和 夫

第1 請求の受理

1 請求書収受年月日

平成14年5月21日

2 請求人

秋田市仁井田二ツ屋二丁目4番7号 団体役員 後 藤 和 夫
秋田市横山城南新町8番11号 鈴木 正 和
秋田市仁井田本町二丁目16番6号 団体役員 高 橋 京 子
秋田市仁井田本町一丁目16番6号 自 営 奈 良 知
能代市青葉町7番5号 団体役員 納 谷 悟
秋田市桜一丁目5番19号 団体役員 松 本 匡

秋田市保戸野鉄砲町3番55号 桜 田 鐘 子
湯沢市深堀字深堀5番地 柴 田 奎 介
湯沢市湯ノ原一丁目1番36号 高 橋 忠
河辺郡河辺町戸島字本町152番地 団体職員 鈴木 サキ子

3 請求の要旨（原文）

（1）県は平成13年度に秋田国体競技力向上対策本部（以下「対策本部」という）に選手強化対策費補助金3億円を交付した。対策本部は県教育庁国体準備室に事務局を設置し、県から給与を受けている右準備室職員を事務局長や事務局員として業務を行っている任意団体である。一方、国体準備室は本件補助金の交付事務を所掌し、室長は本件補助金の支出命令及び額の確定に関する専決権者である。

（2）国体準備室職員らは、一方では対策本部職員として本件補助金に係る補助事業の計画・立案、補助金交付申請書の作成・申請等の事務を行い、一方では県職員として右交付申請の審査、決定に係る事務を行った。そして県職員として本件補助金を支出し、対策本部職員としてそれを使用した。更には、対策本部職員として各競技団体等が実施した各補助事業の内部審査を行い県に提出する実績報告書の作成等を行った。請求人らの今年2月の別件監査請求を契機にした今年4月の機構改革で国体準備室が廃止されなかったならば、彼らは県職員として右実績報告書に係る審査及び補助金額の確定事務を行う予定であった。

教育庁事務局組織と任意団体事務局組織とを区別しない乱脈は、二つの顔を使いわけて補助金を支出する者と補助金を受け取り使用する者も同一にするといい、いわば「丸投げ」の補助金を生み出したのである。このような不透明で公正を欠くやり方では、補助金交付の目的とされる各事業が果たして真に必要な事業であったかどうか、実績報告書記載の各事業が果たして真にその通り実施されたものであるかどうか等について、県民は重大な疑問を抱えざるを得ない。

（3）更に、本件補助金のうち約2397万円は対策本部が直接に使用する「組織の充実・拡充」費等に留保され、公益に反する「フイギョ強化事業」等に違法・不当に使用された。

（4）以上のように、本件補助金の交付手続及びその目的・用途には重大な疑問があるので、その詳細について監査を行うよう求める。

4 請求の要件審査

本件請求について、地方自治法（以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め受理した。

第2 監査の実施

- 1 監査の対象事項
教育庁保健体育課国体準備室（以下「準備室」という。）が第62回秋田国体競技力向上対策本部（以下「対策本部」という。）に対して交付した平成13年度選手強化対策費補助金（以下「本件補助金」という。）の目的及び交付手続について、違法又は不当な事実があるか否か。
- 2 監査対象課
教育庁保健体育課（以下「保健体育課」という。）
- 3 請求人の証拠の提出及び陳述
法第242条第5項の規定により、平成14年6月3日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、請求人からの証拠の提出及び陳述はなかった。

第3 監査の結果

1 確認した事項の概要

（1）本件補助金の内容

ア 目的

スポーツ選手の競技力の向上を図ることを目的としている。

イ 目的達成のために実施する事業

- ・指導体制の確立
- ・選手の育成強化
- ・スポーツ医・科学の充実
- ・諸条件の整備
- ・意識の高揚
- ・組織の充実・拡充

ウ 交付方法

前金払

エ 補助対象事業者

対策本部

事務局は準備室内に設置、保健体育課国体準備室長（以下「準備室長」という。）が対策本部事務局長（以下「事務局長」という。）を兼務していた。

オ 交付決定額

当初交付決定額 300,000,000円

変更後交付決定額 293,643,233円

カ 変更交付決定に伴う返納額

返納額 6,356,767円

（2）本件補助金の交付手続

ア 交付申請書の受理

（ア）第62回秋田国体競技力向上対策本部部長（以下「対策本部長」という。）からの提出 平成13年4月13日

（イ）知事による受理 平成13年4月13日

なお、秋田県財務規則（以下「規則」という。）第247条及び保健体育課関係補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2の2に規定する事業実施計画及び収支予算書を添付していた。

また、申請書の審査に当たっては、上記書類の内容に関連した事業明細等について、交付事務を扱う準備室が申請者から関係資料等をもとに聴取を行っていた。

イ 支出負担行為及び交付決定

（ア）支出負担行為伺の発議 平成13年4月13日

（イ）支出負担行為伺の決議 平成13年4月24日（知事による決裁）

（ウ）交付決定 平成13年4月24日

（エ）交付決定通知 平成13年4月25日

ウ 支出

規則第3条の規定に基づき準備室長の決裁により、11回にわたり行われていた。

	支出命令年月日	支出年月日	支出金額
第1回	平成13年4月24日	平成13年4月27日	119,500,000円
第2回	平成13年5月10日	平成13年5月21日	57,800,000円
第3回	平成13年6月8日	平成13年6月21日	35,000,000円
第4回	平成13年7月6日	平成13年7月19日	32,700,000円
第5回	平成13年8月7日	平成13年8月21日	11,400,000円
第6回	平成13年9月12日	平成13年9月21日	10,300,000円
第7回	平成13年10月9日	平成13年10月22日	8,000,000円
第8回	平成13年11月21日	平成13年11月30日	7,800,000円
第9回	平成13年12月7日	平成13年12月21日	7,500,000円
第10回	平成14年1月10日	平成14年1月21日	7,200,000円
第11回	平成14年2月7日	平成14年2月21日	2,800,000円
		支出計	300,000,000円

エ 変更承認

申請内容は、事業実施計画の見直しに伴う補正及び補助申請書の収支予算額と対策本部当初予算書の項目区分の修正であった。

(ア) 変更申請書の受理 平成14年3月27日

なお、規則第252条及び要綱第3の21に規定する変更事業計画書及び変更収支予算書を添付していた。

また、変更承認に当たっては、申請者から関係資料等をもとに内容について聴取を行っていた。

(イ) 変更承認起案 平成14年3月27日

(ウ) 変更承認決裁 平成14年3月27日（準備室長による決裁）

(エ) 変更承認の通知 平成14年3月28日

オ 実績報告書

(ア) 実績報告書の提出 平成14年3月31日

なお、規則第255条及び要綱第6の2に規定する実績報告書には収支精算書を添付していた。収受印は平成14年3月31日付けとなっていた。

また、機構改革による準備室廃止に伴い、保健体育課が内容審査を行っており、内容について関係資料等をもとに聴取を行っていた。

カ 額の確定及び返納命令

(ア) 額の確定 平成14年5月21日（教育庁保健体育課長（以下「保健体育課長」という。）による決裁）

実績額 293,643,233円

(イ) 返納命令 平成14年5月21日（保健体育課長による決裁）

返納額 6,356,767円（平成14年5月23日収納）

(3) 平成13年度における準備室の職務分担

ア 本件補助金交付に係る事務を担当していた者

(ア) 申請の受理、交付決定及び支出命令

準備室長、準備室総務・企画班

(イ) 実績報告書の受理、審査、額の確定及び返納命令

保健体育課長、保健体育課総務・企画班

イ 対策本部の事務局事務を兼務していた者（機構改革による準備室廃止時まで）

準備室長（事務局長兼務）、準備室競技力向上対策班（事務局員兼務）

ウ 本件補助金の事務執行に係る決裁権者

(ア) 交付決定

知事

(イ) 支出命令及び変更交付決定

準備室長

(ウ) 額の確定及び返納命令

保健体育課長

(4) 対策本部における決裁状況

交付申請、変更交付申請及び実績報告については役員である常務の決裁、また、補助金の請求及び経費の支払事務については事務局長の決裁を受けていた。

2 保健体育課の説明

(1) 監査期間の経過について

法第242条第2項の規定によれば、住民監査請求は「違法若しくは不当な公金支出」等の財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年以内に請求する旨定めている。

「違法若しくは不当な公金支出」等の財務会計上の行為のあった日である「当該行為があった日」の取扱については、平成7年2月21日最高裁判例により個々の支出行為のあった日で扱うことが相当である。

これを本件補助金の個々の支出行為にあてはめると、本件監査請求は平成14年5月21日に行われていることから、本件補助金に係る支出行為のうち平成13年4月27日に交付した119,500,000円については、監査請求の対象にはない。

なお、法第242条第2項ただし書きによれば、「正当な理由」が有る場合に限る、例外として1年経過後も監査請求できる旨規定されているが、本件補助金は、平成13年度の秋田県一般会計予算に計上され、公然と支出され、支出の過程においてことさら不正な処理をしてこれを隠蔽したこともないことから、請求者の監査請求の期間経過について、「正当な理由」は存在しない。

(2) 補助金の目的、使途について

ア 本件補助金は、スポーツ選手の競技力向上を図る事としてのしている。

イ 対策本部において実施された「組織の充実・拡充」等の経費は、公益性の高いスポーツの競技力向上を図るといふ補助目的に沿った範囲内で支出されており、その支出内容において何ら違法又は不当はない。

(3) 補助金の交付手続等について

ア 本件補助金の交付申請は、対策本部長から知事に対して、規則・要綱に定められた様式により提出され、申請の内容を審査したが、要綱に適合していた。

イ 支出負担行為同及び交付決定は、規則第3条の規定に基づき知事の決裁を受けた。

ウ 本件補助金の支出については、規則第3条の規定に基づき準備室長が決裁した。

エ 経費配分の変更承認については、規則第252条及び要綱第3の規定に基づき提出され、準備室長が決裁をした。

オ 実績報告書については、機構改革により、平成14年3月31日付けで準備室が廃止されたことに伴い、保健体育課が書類審査を行ったが、交付決定の内容及び条件に適合しているほか、補助事業の目的外への支出はなく、保健体育課長が決裁した。

カ 実績報告書の審査の結果、実績額が交付決定額を下回ったので、規則第3条の規定に基づき保健体育課長が額を確定し、返納命令を行った。

キ 本件補助金の申請、変更申請及び実績報告については、対策本部役員である常務の決裁を受けていた。

ク 以上のことから、本件補助金の交付決定にあつては知事が、支出命令にあつては準備室長が、実績報告書の審査及び額の確定にあつては保健体育課長が決裁しており本件補助金の交付手続等については適切に行われていた。

一方で、本件補助金を受領し使用する者は対策本部長であり、補助金を支出する者と受け取り使用する者が同一であるという請求人の主張は当たらない。

なお、準備室長が事務局長を兼務していることから、支出に関しては外形的に同一であるが、支出命令は交付決定時に承認された月別支払計画表に基づき事務的に行ったにすぎず、補助事業の実施内容に全く影響はないものである。

(4) 補助金の留保について

約2,397万円の「組織の充実・拡充」費については、対策本部が直接実施する事業経費として予算段階から計上されていたものであり、留保されたものではない。

(5) フイギョア強化事業

ア フイギョア強化事業については、平成12年度に県スケーター連盟理事会と対策本部委員会の決議により対策本部が実施することとなり、平成13年度も継続して実施しているものであり、内容はアドバイザーコーチ等による強化練習であつて、県スケーター連盟が実施するものと変わらず、何ら問題はない。

イ フイギョア強化事業に係る経費については、当初予算書の「選手の育成強化」費に計上されていた内容で執行したものであるが、経費配分の変更の段階で「組織の充実・拡充」費に整理されたもので、補助目的に沿って適正に行われており、違法又は不当な支出には当たらない。

(6) 結論

請求人から請求があつた平成13年度対策本部に交付した本件補助金のうち平

成13年4月27日に交付した119,500,000円については、法に定める監査請求期間を徒過しているので、住民監査請求の対象にはならない。

また、これを除く本件補助金の交付手続等については、規則等の規定に従い適正に処理したものであり、本件補助金の目的の範囲内において支出されており、その支出内容において違法又は不当の事実はなかったことから、請求人の主張には理由がないものである。

3 監査委員の判断

以上のような事実関係の確認及び監査対象課の説明に基づき、本件請求について次のように判断する。

(1) 期間徒過について

法第242条の規定により、住民監査請求については、財務会計上の行為のあつた日又は終わつた日から1年を経過したときは、これをすることができないとされている。

この「行為のあつた日又は終わつた日」に関しては平成7年2月21日最高裁第三小法廷判決により、「個々の支出行為のあつた日である」とした次の内容の判例が示されている。それによれば「概算払は、地方自治法が普通地方公共団体の支出の一方法として認めているものであるから(232条の5第2項)、支出金額を確定する精算手続の完了を待つまでもなく、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為としての公金の支出に当たるものというべきである。そして、概算払による公金の支出に違法又は不当の点があるならば、これについて監査請求をすることが妨げられる理由はない。」とした上で、「概算払による公金の支出についての監査請求は、当該公金の支出がされた日から一年を経過したときは、これをすることができないものと解するのが相当であつて、これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。」としている。

前金払についても、同様に法第232条の5第2項に規定されている支出の一方法であり、規則第258条第4項に基づき支出されており、前金払の時点での支出目的、金額及び算定根拠は明確にされていたのであるから、前金払の違法性、不当性は概算払と同様にその後の補助金額の確定手続を経なくとも判断できるものである。

このことから、判例に従えば、平成13年度に11回に分けて支出された本件補助金のうち平成13年4月27日に支出した119,500,000円については、請求期間を徒過しており不適法な請求であるから、監査対象から除外することとなり、残る10回分に関するものが監査の対象となる。

(2) 本件補助金の交付手続等について

ア 本件補助金の目的・用途について

本件補助金の目的とするところは、スポーツ選手の競技力向上を図ることにあり、いわゆる地方分権一括法による改正前の法第2条第8項別表第1の34の2において、都道府県は「スポーツの振興に必要な事務を行う」とされ、改正後の法第2条第2項においても「地域における事務」に包含されていると解されており、公益上の必要があつて補助されているものである。

そして、本件補助金は、この目的達成のために、前記第3の1(1)に掲記している各種事業を実施するためのものであり、その使途については、この事業実施の上で必要な範囲に限られ、対象経費についてもこの見地から積算し予算化されているものである。

イ 「補助金を支出する者と受け取り使用する者も同一にするのは不透明で公正を欠く」との主張について

請求人の主張するところは、本件補助金を「交付・支出する者すなわち行政組織である準備室の県職員が、本件補助金を受け取り使用する者すなわち任意団体である対策本部の事務局職員を兼務しているのは、不透明で公正を欠くものであり、これに起因して各事業の必要性並びに実施結果の信憑性に疑問が生ずる」ということにあると解して検討する。

請求人のいうように、準備室と対策本部の職員が同一であるとしても、県の意思は知事の指揮命令のもとで決定され、一方の対策本部の意思は対策本部長の指揮命令のもとで決定されるものであり、組織としての意思決定は指揮命令下にある職員によって左右されるものではない。

そこで、補助金交付手続の実態についてみると、前記第3の1(2)及び3で確認したとおり、交付決定については知事が決裁し、変更交付申請に関する事務については準備室長が決裁し、額の確定については、機構改革により準備室が廃止されたことに伴い事務を引き継いだ保健体育課長が決裁しており、いずれも適正に執行されている。

また、団体側の補助金申請及び実績報告については、いずれも対策本部役員である常務が決裁しており、支出者と使用者の間における同一性は認められない。

なお、本件補助金の支出に関しては、準備室長の決裁で行われており、団体の事務局長を準備室長が兼務している点で、外形的には同一性が認められるが、事務執行の実態をみると、準備室長は、対策本部からの請求を受けて、知事が決裁した支出負担行為の月別支払計画に基づいて支出しているものであり、この過程において事業内容を左右するような裁量権を行使する余地はないものであることから、「不透明で公正を欠く」事実は認められない。

さらに、補助金交付事務は準備室の総務・企画班が担当しているが、対策本部の事務は兼務職員である競技力向上対策班が担当し、事務処理の過程で対策本部長の指揮命令を受けていたので、この点においても同一性は認められない。

以上のことを総合すると、本件補助金の交付手続は適正に行われており、「補助金を支出するものと受け取り使用する者が同一であるために不透明で公正を欠く」との請求人の主張には理由がないと判断する。

ウ 補助金が「フイギョウ強化事業等に違法・不当に使用された」とする主張について

フイギョウ強化事業は、従来から、県のスケート連盟の一部会であるフイギョウ部会が事業を実施してきたものであるが、同連盟がフイギョウ強化事業の実施を取り止めたことに伴い、対策本部が直接執行することになったものである。

こうしたことから、当初は「選手の育成強化」費に予算計上されたものであるが、変更申請の段階で「組織の充実・拡充」費に整理したもので、特別に留保し、フイギョウ強化事業以外の目的に使用したのではないことが認められた。

選手強化事業を競技団体が行うか、対策本部自らが行うかは、対策本部における事業実施方針に従って行われるものであり、その自主性に委ねられているものである。

また、保健体育課においては、フイギョウ強化事業の実績報告書の審査に当たって、対策本部から関係書類の提示を求め、補助金が目的に沿って使用されたかどうかを聴取しており、事業内容の確認も適正に行われているものと認められた。

以上のことから、本件補助金が「フイギョウ強化事業等に違法・不当に使用された」とする請求人の主張には理由がないと判断する。

ところで、請求人は監査委員に対して、フイギョウ強化事業に関する本件補助金の対策本部における使用手続及び使途について疑問を抱き監査することを求めている。

そこで、請求人の要望をふまえ、対策本部の協力を得て、関係資料の提示を求め、直接、使途について調査した。

それによれば、フイギョウ強化事業の実施に当たっては、県体協等の各団体の助言・指導を得ながらコーチの招聘等の事業計画を立案・実施しており、その使途において目的外に使用した事実がないことを確認したので付言する。

(3) 結論
以上のことから、請求人の主張には理由がないと判断する。

発行者 秋 田 県
購読料金 一月三千五百円
秋田市山王四丁目一番一号

印刷者 印刷所

秋田県松原市山王五丁目二十九番五号
株式会社松原印刷
電話(082)8766000
FAX(083)000055
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九番五号
松原繁雄